耐震等級（構造躯体の損傷防止）―等級３
T020307Aa0210110、T020307Aa0210111
T020307Aa0210112、T020307Aa0210114
T020307Aa0220110、T020307Aa0220111
T020307Aa0220112、T020307Aa0220114
T020307Aa0230109、T020307Aa0230115
T020307Aa0230116、T020307Aa0230117
T020307Aa0230123
耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）―等級２
T030207Aa0210110、T030207Aa0210111
T030207Aa0210112、T030207Aa0210114
T030207Aa0220110、T030207Aa0220111
T030207Aa0220112、T030207Aa0220114
T030207Aa0230109、T030207Aa0230115
T030207Aa0230116、T030207Aa0230117
T030207Aa0230123
耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）―等級２
T040207Aa0210110、T040207Aa0210111
T040207Aa0210112、T040207Aa0210114
耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）―等級１
T040107Aa0220110、T040107Aa0220111
T040107Aa0220112、T040107Aa0220114

平成12年建設省告示第1655号第２号に掲げる住宅の部分（認定年月日：平成25年３月27日）

三井ホーム株式会社（東京都新宿区西新宿２―１―１新宿三井ビル53階）
劣化対策等級―等級３
T140307B000002

平成12年建設省告示第1655号第２号に掲げる住宅の部分（認定年月日：平成25年４月３日）

エス・バイ・エル株式会社（大阪府大阪市北区天満橋一丁目８番30号ＯＡＰタワー５Ｆ）
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）―等級３
T010307Ba3010110、T010307Ba3010111
T010307Ba3010112、T010307Ba3010114
T010307Ba3020110、T010307Ba3020111
T010307Ba3020112、T010307Ba3020114
T010307Ba3030109、T010307Ba3030115
T010307Ba3030116、T010307Ba3030117
T010307Ba3030123
耐震等級（構造躯体の損傷防止）―等級３
T020307Ba3010110、T020307Ba3010111
T020307Ba3010112、T020307Ba3010114
T020307Ba3020110、T020307Ba3020111
T020307Ba3020112、T020307Ba3020114
T020307Ba3030109、T020307Ba3030115
T020307Ba3030116、T020307Ba3030117
T020307Ba3030123
耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）―等級２
T030207Ba3010110、T030207Ba3010111
T030207Ba3010112、T030207Ba3010114
T030207Ba3020110、T030207Ba3020111
T030207Ba3020112、T030207Ba3020114
T030207Ba3030109、T030207Ba3030115
T030207Ba3030116、T030207Ba3030117
T030207Ba3030123
耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）―等級２
T040207Ba3010110、T040207Ba3010111
T040207Ba3010112、T040207Ba3010114
耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）―等級１
T040107Ba3020110、T040107Ba3020111
T040107Ba3020112、T040107Ba3020114

公示送達

読谷村大湾東土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項及び第五項の規定による仮換地指定通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良九五四番地二
氏名　仲本　兼一
（通知の内容）
㈠　従前の土地
沖縄県中頭郡読谷村字大湾五四番地
六七、六七㎡
㈡　仮換地
三七街区一一　五三、四四㎡
㈢　仮換地指定の効力発生の日
平成二十五年三月二十二日
仮換地について使用または収益を開始することが出来る日は別に定めて通知します。
なお、仮換地指定通知、位置図、仮換地図については、組合掲示場に掲示してあります。

教示
一、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に沖縄県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）
二、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に読谷村大湾東土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
三、右記教示一の審査請求をした場合においては当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に読谷村大湾東土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成二十五年六月十二日
沖縄県中頭郡読谷村字大湾四二五番地
読谷村大湾東土地区画整理組合
理事長　松田　武夫

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 25 年６月 12 日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①新井不動産　②埼玉県知事(2)20087　③代表取締役　新井英子　④埼玉県富士見市ふじみ野東４丁目１番地６　⑤1000万円　⑥埼玉県知事　⑦埼玉県富士見市ふじみ野東４丁目１番地６　新井不動産　新井英子

①株式会社ジーエイチエス　②東京都知事(2)84794　③代表取締役　岡田弘　④東京都江東区亀戸１―５―７　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都江東区亀戸１丁目５番７号　株式会社ジーエイチエス　代表取締役　岡田弘

①株式会社東急エージェンシー　②東京都知事(10)32565　③代表取締役　桑原常泰　④東京都港区赤坂四丁目８番18号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区赤坂四丁目８番18号　株式会社東急エージェンシー　代表取締役　桑原常泰

①岩井コスモビジネスサービス株式会社　②大阪府知事(2)第51988号　③代表取締役　道幸孝行　④大阪府大阪市中央区今橋一丁目８番12号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市中央区今橋一丁目８番12号　岩井コスモビジネスサービス株式会社　代表取締役　道幸孝行

①クウケン株式会社　②大阪府知事(3)47487　③㈱代表取締役　泉岡重照　㈱代表取締役　植野教夫　④大阪市浪速区桜川４―８―１　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪市浪速区桜川４―８―１　クウケン株式会社　代表取締役　泉岡重照

①おかだ企画設計　②愛媛県知事(2)4947　③岡田義純　④愛媛県松山市土居町1055番地　⑤1000万円　⑥愛媛県知事　⑦愛媛県松山市土居町1055番地　おかだ企画設計　岡田義純